令和８年（フ）第３４４号
鹿児島市紫原２丁目42番７－11号
債務者　川上　勝也
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３７０号
鹿児島市下荒田４丁目34番14号　レオパレスしもあらた109号
債務者　川畑　正幸
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３８７号
鹿児島市大明丘１丁目９番８号
債務者　秋田　正廣
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３９１号
鹿児島市下伊敷３丁目２番16号　メゾンハイツＴＵ302号
債務者　岩切　圭輔
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１４７４号
東京都武蔵野市西久保２丁目31番８－509号センチュリー西久保
債務者　鹿倉　陽子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８３号
東京都国分寺市西町四丁目１番地けやき台団地36棟406館
債務者　高橋　奈々
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８６号
東京都町田市図師町730番地１　２－104
債務者　曽根　雅裕
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３１５号
岐阜県本巣市佐原261番地、前住所岐阜市今嶺３丁目１番８－203号　第２サンハイツ戸崎
債務者　浅野みゆき（旧姓井上）
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３５６号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地（尾崎団地Ａ13棟　1326）、前住所愛知県江南市藤ケ丘５丁目１番地４　江南団地93棟208号
債務者　佐藤加代子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５２５号
兵庫県西宮市段上町３丁目９番５号　ジャスティス三番館101号、前住所兵庫県宝塚市大吹町12番９号　ツインコート・六番館103
債務者　吉田　麻弥
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５４２号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目29番８号　コーディアルグラン　201、前住所兵庫県尼崎市常松１丁目33番12号
債務者　髙野　真樹
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦95番地19
債務者　猪飼真由美
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（フ）第６９８号
仙台市青葉区国見２丁目３番13号　光洋ハイツ105
債務者　小野木　隆
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８６８号
宮城県岩沼市下野郷字北谷地164番地の１、従前の住所仙台市宮城野区新田５丁目７番40号　和音206
債務者　相澤　　颯
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９１９号
仙台市宮城野区苦竹１丁目５番５－101号、従前の住所仙台市宮城野区苦竹１丁目11番１－205号
債務者　大野　喜広
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９２０号
仙台市宮城野区五輪１丁目６番７－901号
債務者　助川　政寛
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係